

保護者様へ

新潟市こども未来部保育課

新型コロナウイルス感染症の場合の登園について

新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。この間は、他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。

【出席停止期間】発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態です。

- ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入していただく必要はありません。
- ・ただし、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

【例】

【発症後4日目に症状が軽快した場合】

6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症						
				0日目	1日目	
				症状軽快		

【発症後5日目に症状が軽快した場合】

6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症							
						0日目	1日目
						症状軽快	

療養解除届（新型コロナウイルス感染症用） ※保護者が記入してください。

施設名

クラス

園児氏名

新型コロナウイルス感染症により療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過しましたので

年　　月　　日より登園いたします。

診断を受けた医療機関

発症日：　　月　　日

解熱した日：　　月　　日

登園日：　　月　　日

年　　月　　日

保護者氏名